

令和6年度 夏期における延期認定について

夏期において酷暑や残暑が厳しい場合、湯水状態にある場合など、植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であるとして、ご希望の場合は延期認定を受けることができます。

対象物件 令和6年8月1日から令和6年9月30日までに
建築工事が完了する物件

完了時期 令和6年9月21日以降 令和6年10月31日までに
緑化工事を完了し、完了届を提出すること。

(ただし大規模工事でこの期間に完了できない場合はこの限りではありません)

★完了届提出後、原則2週間以内に本市職員により現地検査を行いますので、立ち合いをお願いします。

手続きの流れ 緑化地域制度マニュアル【①申請手続編】25ページ 参照

留意事項

- 延期認定申請後の緑化計画の変更は原則認められません。
緑化計画に変更がある場合は、変更届を先に提出し、承認を受けてください。
- 工程表を添付してください。
※建築工事完了と未完了部分の緑化工事の施工時期が確認できるもの。
- 緑化工事の未完了部分について、明確に場所を示した図面を添付してください。
※未完了部分は赤色で記載すること。
- 未完了部分の緑化工事について、すぐに着手可能であることが確認できる写真を添付してください。
※足場等は撤去されていること。
※園路・土留めを緑化面積として計上している場合は、その部分の完了が確認できること。
- 当該建築物の確認済証の写しを添付してください。
- 【完了時】当該建築物の検査済証の写しなど、完了検査日が確認できる書面を添付してください。

<参考> 冬場の植栽については、寒冷紗等を使用すれば、寒冷により植物の生育が極めて困難であるとまではいえないため、原則、延期認定の対象にしていません。

緑化施設工事延期の場合（都市緑地法）

